

山梨県公報

第六百二十四号

令和八年

一月二十二日

木曜日

目次

告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第一条第三項の規定に基づく附属機関 一
- 道路の区域変更(四件) 一
- 道路の供用開始 一
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出 一二
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出 一二

公示

山梨県告示第五号
山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和八年一月二十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

附属機関	担任事務
公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会	県が公募型プロポーザルによって行おうとする契約に係る条件等の評価に関する事務
	五人以内
二 二 優れた者 識見を有する者	一 学識経験のある者 月一日から令和九年一月三十日まで
	総務部行政法務課

山梨県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峠北支所において、この告示の日から令和八年一月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和八年一月二十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間	道路の種類	県道
北杜市小淵沢町字下宮原五八一四番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一〇六番一地先まで	北杜市小淵沢町字下宮原五八一四番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一〇六番一地先まで	北杜市小淵沢町字下宮原五八一四番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一〇六番一地先まで

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一 道路の種類 県道	新 七・〇	七・〇	二五三・四
二 路線名 北杜富士見線	一六・〇	一四・三	二五二・四
三 道路の区域			

山梨県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峠北支所において、この告示の日から令和八年一月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和八年一月二十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間	道路の種類	県道
北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先まで	北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先まで	北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先まで

区間	道路の種類	県道
一 道路の種類 県道	二 路線名 北杜富士見線	三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一 北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先から北杜市小淵沢町字道向九一六二番一地先まで	旧 二〇・〇	(メートル)	(メートル)
	八二・八	(メートル)	(メートル)

北杜市小淵沢町字松木平九一八一番一地先まで	新	二〇・一	四二・三
		六七・四	九七・六

山梨県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 南アルプス公園線
三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員（メートル）
南巨摩郡早川町高住字切川二一九番三地先から	新	旧	延長（メートル）
南巨摩郡早川町高住字切川二一〇番地先まで	一〇・三	一九・六	一四三・五
	三三・二	四六・七	一四三・五

二 路線名 都留インター線**三 道路の区域**

都留市つる四丁目七八六番一地先から
都留市つる五丁目七九四番一地先まで

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
都留市つる四丁目七八六番一地先から 都留市つる五丁目七九四番一地先まで	旧	二六・一	八七・五
	新	二九・八	八七・五

山梨県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間	延長（メートル）
南都留郡富士河口湖町河口字 御坂山二七四〇番一地先から 南都留郡富士河口湖町河口字 御坂山二七四〇番一地先まで	一一〇・六

期日	供用開始の
令和八年一月二十二日	

山梨県告示第九号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

公 告

山梨県知事 長崎幸太郎

一 道路の種類 県道

あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社山梨
さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポンミのぶ 山梨県南巨摩郡身延町飯富
字宮の外二千三百九番二百十 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
フレスピーミのぶ 山梨県南巨摩郡身延町飯富字宮の外二 千三百九番二百十 外	みのぶショッピングセンター 山梨県南巨摩郡身延町飯富字宮の外二 千三百九番二百十 外

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号 外五者	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号 外四者

3 変更の年月日 令和七年五月二十一日 外

三 届出年月日 令和七年十二月二十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年五月二十二日まで

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番